

議事日程(第3号)

平成30年12月7日(金曜日) 午後3時34分 開議(本会議)

日程第1 ※補正予算審査特別委員会

議第65号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

議第66号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第67号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第68号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第69号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第70号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第71号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

※請願事件審査結果報告及び採決

日程第2 請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願

※条例案件の審議及び採決

日程第3 議第72号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第4 議第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第74号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第7 議第75号 町道路線の認定について

日程第8 議第77号 平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事に係る請負契約の一部変更について

※人事案件の審議及び採決

日程第9 議第76号 遊佐町教育委員会委員の任命について

日程第10 報第2号 庁舎建設に関する調査特別委員会調査結果中間報告

※発議案件の審議及び採決

日程第11 発議第5号 まちづくり政策提言の提出について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 11名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	齋藤	弥志夫君
12番	土門	治明君			

欠席議員 1名

11番 堀 満 弥 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時田博機君	副 町 長	本宮茂樹君
総務課長	池田与四也君	企画課長	堀 修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	畠中良一君
健康福祉課長	高橋 務君	町民課長	中川三彦君
会計管理者	高橋晃弘君	教育長	那須栄一君
教育委員	藤啓之君	農業委員会会長	佐藤 充君
学務委員	藤正喜君	代表監査委員	金野周悦君

☆

出席した事務局職員

局 長 佐藤光弥 議事係長 東海林 エリ 書 記 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

議長(土門治明君) 延会前に引き続き本会議を開きます。

(午後3時34分)

議長(土門治明君) ただいまの議員の出席状況は、11番、堀満弥議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては、全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

それでは、請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願について、文教産建常任委員会、菅原和幸委員長より、審査の結果について報告を求めます。

文教産建常任委員会、菅原和幸委員長、登壇願います。

文教産建常任委員会委員長(菅原和幸君)

平成30年12月7日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

文教産建常任委員会

委員長 菅原和幸

附 帯 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願

2. 意見及び結果

本請願は慎重に審査したが、継続審査すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成30年12月6日

以上です。

議長(土門治明君) 本案に対する委員長報告は継続審査です。

よって、請願第1号は継続審査といたします。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第3、議第72号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第72号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第74号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

1番、齋藤武議員。

1 番(齋藤 武君) 議第74号というのは、今回の議会でも取り上げました職員の不祥事に係ることで発端となっております。当初、議長及び副議長の報酬減額の、不祥事があった場合ですけれども、県内での事例はないということでした。私たち議員もそのように話を聞いております。ところが、いつの間にか減額の案件がこのように出ております。私自身は、この議案に必ずしも反対ということではないのですけれども、途中経過がよくわからないのです。なぜかといいますと、一切議員全員協議会でこの件が協議されたということもありませんし、よくわからないので、ここで確認をしたいと思います。

あと、言うまでもないわけですが、この議案の提案者というのは議長ではなくて、当然町長ですので、そういうこともあって執行部、町長にお聞きしたいと思います。この議案の作成に当たってなのですけれども、町長を含め執行部から議長と副議長に対して減額ということに関して、一昨日私の一般質問のときに総務課長から答弁あったような、いわゆるアドバイスというものがあったのかどうか、そこをまずお聞かせいただきたいと思います。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 私からのアドバイスは、今まで一回も申し上げたことはございません。それは、みずからと副

町長については、それは当然提出するという事はもう記者会見で申し上げていましたけれども、それについてアドバイスした覚えもありませんし、事実にもありませんので、ご理解お願いしたいと思います。

議長(土門治明君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 議長、3問までですよ。

今アドバイスはしたことないという話でした。そうしますと、事実関係として確認したいです。町長ではなくて総務課長お答えくださっても結構なのですが、そうするとこの議案を提出するに当たって、町長からはアドバイスをしていないということでした。そうすると、自主的に議長、副議長から減額したいので議案を出してくださいねというようなことが執行部にお話があって、それで今度執行部がこの議長、副議長の件を74号に入れ込んだのかどうか。もちろん私が今聞いているのは議長と副議長の件ですので、町長と副町長に関する件は除きます。あくまでも議長と副議長に関する件ですけれども、議長、副議長から申し出があった上でこのような議案をつくったのかどうか、そこを確認したいですし、そのときに総務課長からちなみにアドバイスというのがあったのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

この議案を上程しようとして条例案を作成を最初にした段階では、町長、副町長の減額改正部分で作成をしております。その後には議長から、そして副議長からみずからの申し出があってつけ加えたという作業の流れになりました。この条例改正においては町長からも、そしてたゞいませ尋ねの私からのアドバイス等はございません。ただ、この事件発覚当初、一般質問にもお答えしたのですが、いろんな関係の機関、専門の機関からいろんなことでの助言をいただきました。県の議長会からもいただいております、いわゆる任命権者としての責任の所在というところをお尋ねしておりました。そして、見解をいただいております。その内容については、速やかに土門議長さんにお伝えをしておいたというものでございます。その内容を申し上げますと、議会議長は任命権者であるので責任がないとは言えないであろうと、たゞしこのことは議長みずからの判断で報酬の減額をするのであればあり得るかもしれませんというふうな見解でありましたので、その旨を10月の26日にお伝えをしておりました。お二人は、このことも踏まえましてご判断されたのだというふうには、勝手ながらそのように認識しておりました。

以上です。

議長(土門治明君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 町長含め執行部と議長との正常な意思疎通というのは非常に大事だと思います。それがなければ物事は進まないでしょうから。たゞもし仮に、あつてはならないわけですけれども、執行部から議長、副議長に対して、もしです。ないと思いますけれども、指示や圧力と受け取られるようなアドバイスがあったとすれば、それはまずいのではないかと、二元代表制に反するのではないかとというふうにはちよつと思つたものですから、お聞きした次第であります。

以上で終わります。

議長(土門治明君) これにて1番、齋藤武議員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第74号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)ほか、特別会計等補正予算6件について、補正予算審査特別委員会、菅原和幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、菅原和幸委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(菅原和幸君)

平成30年12月7日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 菅原和幸

審査結果報告書

平成30年12月5日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第65号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

議第66号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第67号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第68号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第69号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第70号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第71号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

2. 審査の結果及び意見

平成30年度遊佐町一般会計補正予算ほか6件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

(齋藤 武議員、阿部満吉議員、佐藤智則議員 退席)

議 長(土門治明君) お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、議第65号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)、議第66号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議第67号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第68号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第69号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第70号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第71号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)、以上7議案は原案のとおり可決されました。

(齋藤 武議員、阿部満吉議員、佐藤智則議員 入場)

議 長(土門治明君) 次に、事件案件の審議に入ります。

日程第7、議第75号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第75号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第77号 平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

8番、佐藤智則議員。

8 番(佐藤智則君) 私は、今月の5日の議会において、ただいま議長が読み上げてくれました第77号の平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事に係る請負契約の一部変更についてということで5日の日、町長からも説明がございました。それにはこういうふうにと町長の説明でございまして。るるずっと契約金変更等が記されておりますけれども、その下の提案理由でこのように読み上げました。平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事の施工に当たり、契約金額を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第

5号の規定により提案するものであると、その後に所管の課長をして説明をいたさせますと続けて言われました。それで、私はこのような変更前と変更後、いわゆるこれはこういうふうに言っただけではわかりませんので申し上げます。この請負契約の一部変更というのは、こういうような状況で出ております。変更前の契約金額8,856万円、変更後1億2,008万7,360円ということの変更の金額であります。私は、5日の日、この金額の変更後と変更前は、いわゆる工事この契約金額にすると3,152万7,360円の約36%、変更前の約36%アップの1億2,000万何がしの変更後の契約金額になるではないか。これはすごい、私は今までこういったことの変更の金額の高さにはお目にかかったことがありませんものですから、即このように5日の日申しました。12月5日の議会における補正予算、事件案件、条例案件一括上程されて、事件案件議第77号について、先ほど申し上げたように町長より提案理由の説明があったが、契約金額を変更して実施する必要があるとの説明だけでは理解できず、施工業者の契約金額の変更を記した請求書とか書面をコピーして議会に提出してほしいとの申し入れをしました。るる詳細にはお聞きはいたしません。

そこで1問目、町が施工業者から提出された契約金の変更届をどのように町は精査、検証したのか。どう指導されたのか。ただわかりましたということではなかったと思いますので、お聞きします。

議 長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

変更後の数量の確定をどのように決定したのかというご質問でございます。西浜橋発注後、現場のほうでございますけれども、足場をかけての点検させていただきました。当初の段階では足場をかけることができないということで、概算発注というのは余りちょっと言い過ぎありますけれども、遠望からの見ての数量を当初設計のほうに反映させて発注してございます。発注後、橋のほうに足場をかけまして、その後に詳細にわたりまして点検に入るのが橋梁の工事の進め方の一般的な進め方になってございます。この工事につきましては、橋梁専門的な工事ということで、当初から山形県の建設技術センターさんのほうにもご協力いただきまして、設計、現場の監理も一部お願いしているところでございます。その足場かかった後に技術センターさんも一緒に、我々も監督員も一緒に現地のほう調査当たりまして、数量を確定して、当初と確定後の数量の比較して差額分を変更、金額の数量ということではじき出したのがこの三千百数万円の増嵩金額の結果になったところでございます。

議 長(土門治明君) 8番、佐藤智則議員。

8 番(佐藤智則君) 一緒に立ち会った、足場を組んで橋の状況を確認したというような意味合いですから、私がきょうこのようにお聞きするのは、金額が高いからだめだとか、何で今のこの時期に云々というようなことではない。内容を知りたいということであります。そのときに、きょうこの示された変更内訳の書いたやつ、これはいわば町として担当所管として、こういう内訳書であるな、内訳だよねということでコピーしたものでしょう。私、先ほど申し上げたように、5日の日申し上げたように、いわゆる町と契約しておる施工業者の町に対する今回の変更届の書面をコピーして議会に出していただいけませんかと申し上げましたよね。それが何でできなかったのか。私は、ある意味これは情報の共有とか開示とか、ごく当たり前のそういったことをなさなければいけない時代ですから、まずつまびらかにそういった書面なんかは出せるというものではないかと思っております。ですから、何でそういったものがシークレツ的に表に余り出ないような状況になってしまうのかな。もっと簡単に私は出てくるのかなと、こんなふうに思っていましたから。我々素人がいわゆるこういった工事のことを考えたときに、今回の場合も落札までの経緯なんか簡単に言えばこういうところから始まりますよね。入札予定業者に対して町は説明会行いますよ

ね。そして、その事後に入札というような行為に入って、それで入札をすることによって落札者が決まる。であれば、これは本当はあなたからすれば、課長からすれば、いや、そういう程度の形式なのかということかもしれませんけれども、落札するということは、落札行為は、私の会社はこの事案についてはこの金額で工事できますというのがいわゆる落札価格でしょう。落札するということは、私の会社ではこの工事金額でやれますよということでの札を入れるわけだ。というようなことからすれば、もっとこのときの業者の皆さんというか、業者は西浜橋の工事に落札したわけですから、入る。入るということは、これは業者も専門家ですから、そういった工法やら工程やら熟知している方々ですから、施工に入る工程表がしっかり組まれて、そのときに組む前に課長が言われたように上場だけではなしに、下のほうにも足場組んで、それで目視をして、打診もするかもしれない。そういったことで、あっ、どいう工程表を組まなければいけないのかなということに入っていくのだと思う。プロですから。このたびの事案について、私は何で町が、さっき申しました。何で町が施工業者の提出した書面のコピーを出すことができなかったのか。私にはさっき申し上げたけれども、理解できないのですよね。その理由を教えてください。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

工事発注につきましては、当初の段階から町のほうで数量を積み上げまして、業者のほうに指示いたしまして、この仕事してくださいという形で発注いたします。変更につきましても、町のほうで、発注側のほうで現地を詳細改めて確認した後に変更項目等が生じれば、変更数量、業者のほうに町のほうから指示して業者のほうから仕事をしていただくという手順になります。業者のほうから上がってくるのではなく、町のほうから指示を出して工事をしていただくという形になります。

議長(土門治明君) 8番、佐藤智則議員、最後ですのでまとめてお願いします。

8番(佐藤智則君) 3問目ですね。

議長(土門治明君) はい。

8番(佐藤智則君) 課長、いわゆる今の答弁でわかりました。私は、てっきり業者がこういう工事の中においてこうだからということで提出する、これが最初であって、それを町が受け取って、これはこういう云々云々、ただいいよではなしに、こういうところはこういうふうなことでよかったのかどうかということで吟味した上で精査して、それでよければ変更、それ許可いたしますねということになるのかなと思っておったから。町が先んじてそうやったことで、そのことについては指導するわけですね。わかりました。聞いてよかったです。わからないままずっともやっとなら、何か常日ごろから変更の多い町、遊佐町なんていうようなそんな話も聞いたことあるものですか、だからその変更がどのような状況において起こったのか、そういったことを今課長からお聞きして、質問してよかった、こんなふうに思っています。今後も同様な行政手腕を発揮してください。ありがとうございます。

議長(土門治明君) これにて8番、佐藤智則議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第77号 平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第9、議第76号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いただきます。

佐藤議会議務局長。

局 長(佐藤光弥君) 上程議案朗読。

議 長(土門治明君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第76号 遊佐町教育委員会委員の任命について。本案につきましては、本町教育委員会委員渡邊宗谷氏の任期が平成30年12月31日に満了となるので、引き続き任命するため、提案するものであります。

以上、人事案件についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

議 長(土門治明君) お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして、本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

(午後4時12分)

休 憩

議 長(土門治明君) 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午後4時17分)

議 長(土門治明君) 議第76号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第10、報第2号 庁舎建設に関する調査特別委員会調査結果中間報告についてを議題といたします。

庁舎建設に関する調査特別委員会から、中間報告の申し出がありましたので、許可いたします。

庁舎建設に関する調査特別委員会、土門勝子委員長、登壇願います。

庁舎建設に関する調査特別委員会委員長(土門勝子君)

報第2号

平成30年12月7日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

庁舎建設に関する調査特別委員会

委員長 土門勝子

庁舎建設に関する調査特別委員会の調査結果中間報告

本特別委員会に付託された庁舎建設に関する調査について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第47条の規定により報告します。

(別紙)

庁舎建設に関する調査特別委員会中間報告書

庁舎建設に関する調査について、平成29年12月の第522回定例会において、調査特別委員会を設置し、以後、小委員会5回、特別委員会10回を開催しました。また、常任委員会ごとの行政視察も実施し、調査・検討を進めてまいりました。

今般、基本設計にあたり、本特別委員会に付託された庁舎建設に関する調査について、中間報告を下記のとおりまとめたので、会議規則第47条の規定により報告します。

記

1. 新庁舎建設に係る構造及び機能について

(1) 遊佐町の特色を活かした庁舎

- ① 遊佐町のシンボルである鳥海山の眺望を活かす庁舎、及び自然な光・風を感じさせる庁舎として、多層階の庁舎も検討をされたい。
- ② 町産木材や集成材等を使用した「木の温もりを感じさせる庁舎」にされたい。

(2) 町民の安心安全の確保と交流の場としての庁舎

- ① エントランスは「町の顔」ともいえる部分であり、町のイメージを増幅させる空間でもある。特産物の展示や販売など、自由に利用できる交流スペースやキッズコーナーの設置を含め、一定の広さを確保されたい。
- ② 来庁者の利便性と職員の職場環境を考慮した執務スペースの配置、来庁者のプライバシー保護の視点から多面的に使用可能な相談室も設置されたい。
- ③ 災害発生時においても、庁舎機能を保持できる電源を確保されたい。

2. 議場及び議会機能について

- ① 議場は、多目的に使用できる広さを確保されたい。
- ② 議場における映像・音響機能の設備は、多目的な使用にも考慮し、議会におけるタブレット化にも対応されたい。

③委員会室、控室等の適正な配置と、事務作業も行える地方自治法100条に規定する図書室も設置されたい。

3. 特別委員会の開催経過は省略いたします。

以上です。

議 長(土門治明君) 次に、発議案件の審議に入ります。

日程第11、発議第5号 まちづくり政策提言の提出についての件を議題いたします。

事務局長をして朗読いただきます。

佐藤議会事務局長。

局 長(佐藤光弥君) 上程議案を朗読。

議 長(土門治明君) お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第528回遊佐町議会12月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後4時29分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成30年12月7日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 齋 藤 武

遊佐町議会議員 齋 藤 弥 志 夫